平成２２年（フ）第１６７２号
仙台市太白区富沢３丁目25番16号　セジュール野沢103
債務者　佐々木正容
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７３号
仙台市宮城野区幸町１丁目７番31号　コーポ鈴木Ｂ棟105
債務者　奈良　正和
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９１号
仙台市宮城野区白鳥１丁目30番１―106号
債務者　澁谷　　恵（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９４号
仙台市宮城野区平成１丁目13番45号　コーポ菅井Ｃ棟８
債務者　及川　修二
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０７号
仙台市泉区上谷刈５丁目11番５号　斎藤アパート101
債務者　松川　大希
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
茨城県水戸市姫子２丁目156番地の６　クラシードＢ棟103号
債務者　根本　友美（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９６号
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷3104番地14　県営桜の郷アパート４号棟101号室
債務者　蒲生亜沙美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０６号
茨城県桜川市犬田1310番地２
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１４号
茨城県水戸市袴塚３丁目４番13号　ハイツ中川Ｂ棟４号
債務者　齋藤　　実
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
金沢市八日市４丁目291番地
債務者　奥泉　美里
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９２号
金沢市中央通町20番25号
債務者　津田眞知子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８９号
京都市南区東九条南松ノ木町16番地
債務者　池田　幸治
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５０号
京都市伏見区納所岸ノ下26番地１　コープラフィーネ303号
債務者　前原　　勇
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７８号
京都府長岡京市開田４丁目31番７号　ハイツ橋本202
債務者　山田　明美（旧姓福吉）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９２号
京都府八幡市八幡舞台44番地の14
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２４号
京都府京田辺市田辺蕪木22番地44　芝ハイツ101号、住民票上の住所京都府京田辺市河原神谷66番地　16―312
債務者　有水　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４３号
京都市東山区三条通白川橋東入７丁目東分木町286番地５
債務者　笠松　文夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係